

令和7年10月  
盛岡広域環境組合議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年10月28日（火） 午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 発議案第2号 盛岡広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第5 議案第5号 専決処分につき承認を求めるについて
- 第6 議案第6号 専決処分につき承認を求めるについて
- 第7 議案第7号 専決処分につき承認を求めるについて
- 第8 認定第1号 令和6年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員 (20名)

1番	野 中 靖 志 君	2番	田 山 俊 悅 君
3番	豊 村 徹 也 君	4番	村 田 芳 三 君
5番	庄 子 春 治 君	6番	関 治 人 君
7番	高 橋 悅 郎 君	8番	柳 橋 好 子 君
9番	藤 原 治 君	10番	日 向 裕 子 君
11番	堂 前 義 信 君	12番	山 崎 留美子 君
13番	山 崎 邦 廣 君	14番	高 宮 一 明 君
15番	松 山 宗 治 君	16番	田 中 二 郎 君
17番	橋 浦 栄 一 君	18番	及 川 ひとみ 君
19番	谷 上 知 子 君	20番	小 川 文 子 君

## 欠席議員 (なし)

### 説明のために出席した者

管理者 (盛岡市長)	内 館 茂 君
副管理者 (八幡平市長)	佐々木 孝 弘 君
副管理者 (滝沢市長)	武 田 哲 君
副管理者 (零石町長)	猿 子 恵 久 君
副管理者 (葛巻町長)	鈴 木 重 男 君
副管理者 (岩手町長)	佐々木 光 司 君
副管理者 (紫波町長)	熊 谷 泉 君
副管理者 (矢巾町長)	高 橋 昌 造 君
副管理者 (盛岡市副市長)	中 村 一 郎 君
会計管理者 (盛岡市会計管理者)	伊 藤 亨 君
代表監査委員	高 橋 宏 弥 君
事務局長 (盛岡市環境部長)	小 林 敬 君
事務局次長 (盛岡市環境部次長)	大和田 誠 君
事務局主任主査 (盛岡市環境部主任主査)	森 田 晋 君
参事兼総務課長	菊 池 与志和 君

参事兼施設課長

藤原司君

職務のために議場に出席した者

書記長

菊池与志和

書記

阿部智洋

書記

及川忠

書記

田村修一

書記

立花裕

書記

金野修

## 会議内容

午後 1 時 開 会

◎議長（村田芳三君） これより令和 7 年 10 月 盛岡広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告をいたします。管理者から、令和 6 年度盛岡広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告があり、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果報告が 8 件、定期監査の結果報告が 1 件あり、お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

これより本日の議事日程の報告に入ります。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において、13 番山崎邦廣議員、14 番高宮一明議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日と決定しました。

この際、今期定例会の招集に当たり、盛岡広域環境組合管理者から御挨拶があります。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 皆様に御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は、施設整備基本計画の策定、環境影響評価等を進めるとともに、事業者選定委員会を設置し、評価基準の検討を進めてきたところであります。

今後も、経済性・効率性に優れた廃棄物処理体制を構築するとともに、カーボンニュートラル社会への寄与を目指し、各般の事業を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

結びに、本定例会に提案申し上げております議案につきましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

◎議長（村田芳三君）　日程第3、一般質問を行います。

質問を許します。2番田山俊悦議員。

◎2番（田山俊悦君）　盛岡市議会選出の田山俊悦です。通告に従い質問しますので、よろしくお願ひします。

ごみ処理施設整備基本計画について。施設整備検討委員会において審議、答申を経て、6月末に策定となり、私にも届きましたし、ホームページ等でも公表されています。その中から、既に当議会等でも議論されておりますが、ごみ処理焼却方式についてお伺いします。

ごみ処理方式について、第一次、第二次、第三次選考を経て3の方針が示されています。1、ストーカ式、2、シャフト炉式、3、流動床式、2と3はガス化溶融方式でありますけれども、この3つの方式、どのような方式なのか。また、計画の中の横資料に、ごみ処理方式の評価において、二重丸、丸、三角とありました、その中身についてお伺いします。

（1）、まずこのごみ処理焼却方式について、改めてどのような方式、方法なのかを伺います。それぞれを比較する中で、特徴等があれば併せてお伺いします。

（2）、この3つの方式、現在の広域8市町のごみ処理場の中でどのような方針が取られているか、または他市の実績等を把握していればお知らせください。

（3）、環境対策についてです。計画の中にも、大気汚染防止法をはじめ、環境保全等、様々な規定、取組が示されていました。この3つの方式による環境対策に差異があるのか、取組が異なるものか、お伺いします。

（4）、建設費についてお伺いします。この3つの方式において、建設費に違いはあるのか、ほかと異なる仕様、建設方法等により費用に差が出てくるものか、お伺いします。

（5）、あわせて運営経費についてお伺いします。3つの方式それぞれの中で、

毎年の運営費はどの程度のものか、ランニングコストをどの程度見積りしているものか、お伺いをします。

(6)、焼却灰の発生についてお伺いします。3つの方式に差があるのか、併せて処理方法に違いがあるのかお伺いをします。

(7)、基本計画41ページから42ページで示されたごみ処理の方法（第二次選考）について、それぞれ方式の項目、評価内容について、二重丸、丸、三角について、これまでの質問の中でその内容を伺ってきましたが、改めてこの評価の内容、42ページの評価結果には、それぞれの評価数も横並びで出ておりましたが、これらの結果をどのように理解し、我々議員が判断材料にすべきか、御所見をお伺いします。

最後、(8)、今後の取組です。3つの方式が示されたが、どのようなスケジュールで今後進むのか。第二次選考後、事業者からの技術情報、技術提案はどの段階か。また、先ほどの評価について見直しを行う、再度精査するなど、決定に向けた取組を行う予定があるのかお伺いをします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 田山俊悦議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、施設整備基本計画に示されたごみ処理方針の評価についてであります。既往のごみ処理技術を対象とし、三次にわたる段階的な選考を通じて、全国における採用実績が十分にあること、成分や発熱量の違いなど多様な性質のごみへの対応が可能であり、公害防止対策に優れること、複数のメーカーによる競争性が働くことで、整備、運営、維持管理等に要する経費の抑制の可能性があることなどを評価し、ストーカ方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式の3つの処理方式を選考したものであります。

今後のスケジュールにつきましては、盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会において、令和7年度内に事業者の選定に係る評価方法、評価項目、評価基準など、入札公告の概要を協議し、令和8年度当初に入札公告を行い、令和8年11月に提案の審査を行う予定としております。

処理方式の選考に係る評価の再検討等につきましては、施設整備基本計画において選考した3つの処理方式は、それぞれに特徴があり、いずれの方式等も総合

的に優劣がつけ難いと評価していますことから、この評価を再検討すること等は予定していないものであります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（小林敬君）議長。

◎議長（村田芳三君）小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君）ごみ焼却施設の焼却方式の特徴等についてであります  
が、まずストーカ方式は、ごみを火格子で送り出しながら熱源に近づけ、ごみ自  
体のカロリーを利用して燃焼する方式であり、シャフト炉式ガス化溶融方式は、  
製鉄工場等で用いる溶融炉の原理を応用して熱分解し、溶融処理する方式で  
あります。また、流動床式ガス化溶融方式は、ガス化炉で部分燃焼させ、二次燃焼室  
で溶融する方式であります。

これら3つの処理方式に共通する点といたしましては、成分や発熱量の違いな  
ど、多様な性質のごみへの対応が可能であり、公害防止対策に優れることなどが  
挙げられます。

広域8市町の現在の方式につきましては、ストーカ方式が4施設、シャフト炉  
式ガス化溶融方式が2施設となっております。

また、全国において、過去20年間に整備され、稼働している施設の処理方式に  
つきましては、ストーカ方式が148施設、シャフト炉式ガス化溶融方式が28施設、  
流動床式ガス化溶融方式が24施設となっております。

環境対策につきましては、いずれの方式も公害防止対策に優れておりまして、  
排ガスの排出基準として法令基準よりも厳しい内容で設定する予定の自主規制値  
を遵守する性能を有しております。

建設費及び運営経費につきましては、全国事例から、建設費はシャフト炉式ガ  
ス化溶融方式や流動床式ガス化溶融方式がストーカ方式より多くの経費を要し、  
運営経費につきましては、シャフト炉式ガス化溶融方式がほかの2方式より多く  
の経費を要する傾向にあることがうかがえますが、複数のメーカーによる競争性  
が機能することで、より効率的な内容の事業提案がなされ、全体事業費の抑制に  
つながっていくことを期待しております。

焼却灰の発生や処理方法につきましては、ストーカ方式からは主灰及び飛灰が、  
溶融方式からはスラグ、メタル及び溶融飛灰が発生します。

新ごみ焼却施設から発生する焼却灰の処理方法については、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定及び施設整備基本計画を踏まえ、主灰は民間委託により資源化し、飛灰及び溶融飛灰は民間委託により埋立処分することとしており、焼却施設運営事業者の選定に係る事業者提案を通じて、それぞれの処理ルートを選定し、適正処理の推進に努めてまいります。

◎ 2番（田山俊悦君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 2番田山俊悦議員。

◎ 2番（田山俊悦君） 御答弁ありがとうございました。再質問を行います。

まず1つ目、環境面においてであります。先ほど大丈夫という御答弁もいただきましたけれども、様々不安を持つ住民の方も多くいらっしゃいます、3つの方式の具体的データを住民に示す、分かりやすい資料で示すことも必要だと思いますけれども、そのお考えをお伺いします。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 私のほうから、今の質問に対して御答弁申し上げたいと思います。

まず、3つの処理方式の特徴でありますとか、答弁で申し上げましたように、いずれの方式であっても公害防止対策に優れていると、こういったようなことなどについては、基本計画に記載しているところですけれども、計画書自体がかなりのボリュームがあるということですし、また、専門的な内容であって分かりにくいところもあるのかなという指摘もいただいております。いずれ住民の皆様にとって分かりやすい方法でお示しすることは、極めて重要なことだと思っております。

ごみ処理広域化自体が住民の皆様の理解の下に進めていくと、そういう必要があるわけでありまして、これまでにも丁寧に説明し、意見交換を重ねてきている経過もございます。今議員から御指摘いただいた点は、住民の皆様の不安解消であるとか、あとは安心に思っていただくということで、非常に重要な視点であると受け止めたところであります。いずれ分かりやすい内容を、より丁寧に説明するような対応に留意してまいりたいと、そのように考えるものであります。

◎ 2番（田山俊悦君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 2番田山俊悦議員。

◎2番（田山俊悦君） 次の再質問に移ります。

盛岡市議会の9月議会においても、昨今の物価高、人件費高による建設費高騰により、ごみ処理場建設費は当初の積算で大丈夫か、再積算を行い、示すべきだとの質問がありました。この場で私も同じ質問をします。材料費、人件費等様々な高騰による影響を勘案し、建設費の再積算を行い、示すべきと思いますが、お考えはありますでしょうか。

あわせて、建設費高騰により公共事業も控えられ、地元企業の苦慮している状況を私も伺いました。先ほど管理者から、7年度内に入札公告の概要ということがありましたけれども、この先の入札参加者に広域8市町に本社または本店を有する地元企業を入れることを要件とすることが私は必要だと思うのですけれども、そのお考えについても併せてお伺いします。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 現時点における事業費については、施設整備の費用と、あと15年間の施設運営費と、あと地方債の償還費と、あと市町事業である収集運搬費用と合わせて約1,045億円というふうに試算しているものであります。事業費につきましては、建設費の高騰、社会情勢を踏まえた適正な積算に努めてまいりたいと考えておりますし、併せて焼却処理量の削減、施設規模のさらなる縮小についての見極めが必要であるということから、現在構成市町と協議、調整を行っているところであります。いずれにしましても、適正規模の施設に係る適正水準の事業費の算定を進めてまいりたいと考えております。

そして、広域8市町の企業というところでありますけれども、今後進める予定であります盛岡広域ごみ処理施設整備運営事業の募集選定については、応募者ですけれども、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する複数の企業で構成されるグループということで考えております。応募者の参加要件の一つとして、応募者グループの構成企業と入札参加年度における岩手県または構成市町のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録されているということを検討しております。構成市町内に本社または本店を置く企業を入れることについても、要件について併せて検討してまいりたいと考えております。

- ◎2番（田山俊悦君） 議長。
- ◎議長（村田芳三君） 2番田山俊悦議員。
- ◎2番（田山俊悦君） 地元企業については、前向きな答弁ありがとうございます。

そして、再質の2番目といいますか、積算については、皆さん御存じのとおり、新聞紙上でもありましたけれども、盛岡市の自治体経営改善ということで、いろんな分野でやはり市民の方にも身を切るといいますか、我慢してやることも出てくる。それは、ごみ処理場建設においても一緒になって市民の皆さん、町民の皆さんに、我々のごみ処理場だということで考えていただくためにも、やっぱりいろんな数字を出したり見直しをしたりして、ごみ処理場の建設を納得していただく形で造っていく、建てていくというのが私は必要なのではないかなど。だからこそ、今に合ったような数字とか、建設費等上がっているよ、人件費も上がっていいるよ、でもやっぱりこういう規模は下げていくよという姿勢を私はお願いしたいなということで質問させていただいたものであります。

最後に、3つ目の質問を行います。3つの方式を含めて、業者提案によるプロポーザル方式による決定ということでしたが、ある程度これも絞って、逆にある程度絞った焼却方法を決定し、業者に提案し、その中で環境も、それから建設費も、それからランニングコストも含めた、そういうものを競っていくというのも一つ私は方式ではないのかなと。本当に今厳しいです、状況が。そういう中で、よい処理場を造っていく中の一つの案として、私はそれもいいのではないかと思うのですけれども、その取組といいますか、業者に提案する方法についてどうお考えになるか、また改めて伺いまして、終わります。

- ◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。
- ◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。
- ◎事務局主任主査（森田晋君） 私のほうからお答え申し上げます。

今お話しidadきました処理方式を特定してということであれば、非常に分かりやすいのではないかという部分、御指摘のとおりだらうと思っております。その上におきまして、いずれ施設整備検討委員会にて選考を進める過程で、答弁にもありましたとおり、3つの処理方式は、様々なごみに対して適正処理対応が可能なのだということが1つあります。また、公害防止対策に優れていると、そう

といった点もあると、そういったようなことから、最終的に3つの処理方式は、優劣が付け難いものだという、そういう評価をいただいたわけであります。

したがいまして、一つの方式に絞り込みを行わないで、3つの方式の中からとすることにさせていただいているものであります。そうすることによって、複数のプラントメーカーさん、様々な処理方式同士ということにもなってくると思いますけれども、様々なノウハウ、優れたノウハウ、アイデアに基づく提案、これを求めるができるのではないかということ。

あと、競争性が働くということは、これは事業費の低減、削減にも結びついていく効果があるのではないかという期待もあるわけです。そういうことまで、この方式にしているところであります。

議員からいただきましたお話を受けまして、様々な選定方法はもちろんあるのだろうと思いますが、盛岡広域環境組合といたしましては、効果的な選考方法としてこの方法を選択しているわけでありますので、この方法で今後も進めてまいりたいと、そのように考えているものであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で田山俊悦議員の質問を終わります。

次に、9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 9番、藤原治です。通告に従い質問させていただきます。

これまでの一般質問における答弁、「将来的な最終処分の検討状況も踏まえて、トータルコストも勘案しながら新ごみ処理施設の処理方式の検討を進めてまいりたい」とあります。また、「指摘いただいたことを踏まえて、しっかりと議員に適時性を持って情報提供させていただくよう努めてまいりたいと思います」、この過去の答弁2点を踏まえて、最初の2項目プラス1項目の3項目を質問いたします。

大きな項目の1つ目です。最終処分等トータルコストによる新処理施設の選定について。トータルコストに関しては、今年7月に県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、県央ブロック一般廃棄物最終処分体制に係る基本方針、この後最終処分基本方針というふうに省略して述べさせていただきましたが、その中で比較評価の検討資料が提出されたことを確認いたしました。

一方、組合としては新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会、こちらも選定委員会と省略して以下お話をさせていただきたいと思います。今年7月に開催し、

事業が進められているものと認識しています。そこで、以下の点について伺います。

1つ目、最終処分基本方針は、今後どのような形で選定委員会に諮られるか。

2つ目、最終処分基本方針では、焼却方式で15通り、溶融方式で9通りの検討を行い、比較評価を実施しています。結果は、焼却方式では焼却残渣の主灰と飛灰は民間委託し、それぞれ資源化と埋立処分、不燃残渣は既存処分場で埋立処分し、既存処分場の容量がなくなった以降は、民間委託の埋立処分をするとの処理が最も評価点が高くなっています。溶融方式もほぼ同様の結果でした。この方針では、新たな最終処分場を共同で設置しないという方向性と捉えてよいのか伺います。

3つ目、上記方針では、既存組合で管理する既設処分場がいっぱいになったら、不燃残渣は既存組合それぞれで民間委託するということになるのか伺います。

4つ目、コスト比較で民間委託が大幅に安いのは理解できますが、受け入れる民間側で地元住民や地元自治体等への支障は全くないのか伺います。

5つ目です。今後の議論として、既存処分場の残余容量がなくなった場合に不燃残渣も民間委託となっていますが、いっぱいまで使用せず、余力容量を残し、火災や自然災害等の災害ごみが発生した場合の埋立利用をすべきだと思いますが、その考えはないか伺います。

6つ目、上記に加えて民間委託による様々なリスクを考慮し、広域内で一番容量のある最終処分場を大幅に余力を残し、全体として広域対応する検討が必要ではないかと思いますが、その見解について伺います。

項目の2つ目、議員への情報提供等について。1つ目です。最終処分基本方針は、最初の質問で様々な単純な確認も行いましたが、40ページに及ぶこのような資料、報告書は、なかなか自分でも理解し難いと考えました。そのため、午前中行いましたけれども、全員協議会とは別の機会に学習会等を開催し、組合議員全員に情報提供し、理解を求めるべきではないかと思いますが、その点について見解を伺います。

2つ目、民間委託による最終処分が有効ならば、議員としてその現地を視察し、理解を深めるべきと考えますが、その予定を組合議会として企画、提供すべきではないか、見解を伺います。

大きな項目3つ目です。県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定書についてです。今さらのことですけれども、1つ目、令和5年に締結されたこの協定書では、ごみの最終処分に関することは関係市町の事務とされていますが、実質的に新ごみ処理施設の選考に影響があるため、現在では組合の業者選定の資料として検討がされているものと理解しております。

一方、議論を進める上で、この協定書にはさらに大きな疑問点が2点あります。1点目は、処分場の立地、新ごみ処理施設を設置している市町以外での建設が望ましいという項目です。今回の最終処分基本方針によれば、もしかしたら議論しなくてもよいのかと思い、今回は質問を避けますが、2点目として新処理施設で受け入れるごみは、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入れ基準の範囲を超えないものとするという項目です。この受入れ基準は、焼却方式と溶融方式で比較検討する上で、大きな影響が生じるものと何度も質問はしてきました。なぜそれほど難しいものなのか伺います。

もう一つ、最終処分基本方針の資料によれば、焼却方式と溶融方式での評価の高いそれぞれの案を比較した場合、最終処分量の少ない焼却方式は、焼却方式と比較し、自分の計算ミスがなければ、経済性、コストで約5倍、環境性で約11倍の差で、溶融方式のほうがよいと示されていますが、現在の滝沢市内の既設溶融炉では、不燃残渣がほぼゼロなので、さらに優位性を感じております。

案の一つである溶融方式の大きなメリットの性能を評価すべきであり、公平な選考資料となり、さらには新ごみ処理施設稼働の20年後以降の将来的な最終処分場の必要性にも多大に影響を与えることを考慮し、協定書の柔軟な解釈をするか、見直しの判断が必要と思い、その点について見解を伺います。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 藤原治議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、最終処分体制に係る基本方針を新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会に諮ることについてですが、令和7年7月の県央ブロックごみ処理体制検討協議会で定めた最終処分体制に係る基本方針では、焼却施設の処理方式と最終処分体制の組合せについての評価を行った上で、圏域における最終処分体制については引き続き検討を進めるとしたものであります。この状況で事業者選定

委員会にお諮りすることはできないものと考えております。

最終処分体制の方向性につきましては、新たな最終処分場を設置しない方向性としているものではなく、最終処分体制の基本方針において、民間委託処理の手法の活用についても検討しながら、新たな最終処分場の共同での設置について引き続き検討を進めるとしているものであります。

既存処分場がいっぱいになった場合の不燃残渣の処理につきましては、圏域における最終処分体制の決定に合わせて、新たな最終処分場での埋立処分や民間委託による埋立処分などの方法によることとなります。委託処分とする場合には実施主体をどうするかなど、具体的な検討が必要になると考えております。

盛岡広域8市町においては、既存の最終処分場の残余容量が少なくなってきてることへの対応策の検討が急務でありますことから、引き続き県央ブロックごみ処理体制検討協議会での協議、検討を進めてまいります。

民間委託で処理する場合における地元住民、自治体等との関連につきましては、他の自治体に存する民間事業者に委託をする場合は、あらかじめ当該自治体に協議をし、また事業者からの聞き取り等により、諸般に及ぶ支障がないことや実施の確実性などを確認した上、委託処理を実施することとなるものであります。

次に、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定についてであります。この協定は令和5年2月1日の当組合の設置時に8市町間で締結したものであります。組合や構成8市町の役割、今後の協議等の進め方などと併せて、新施設での受入れ対象物について定めているものであります。

受入れ対象物に関する定めは、整備予定地の選定に係る住民説明会等において住民から寄せられた盛岡市で焼却処理していないごみが他市町から持ち込まれて焼却をされた場合、施設周辺地域の環境負荷が増加するなどの意見を踏まえているものであります。特に留意すべき事項と捉えているものであります。

協定の柔軟な解釈、見直しの判断につきましては、協定は8市町の協議に基づいて締結したものであります。その記載事項を踏まえて施設整備基本計画の策定に至ったものでありますことから、引き続き協定及び施設整備基本計画に基づき、新ごみ焼却施設の整備を進めていく必要があるものと認識をしているものであります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（小林敬君）議長。

◎議長（村田芳三君）小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君）既存処分場の容量を残し、災害発生時に利用することについてであります。そのような運用事例があることは承知しているところであります。盛岡広域圏において既存の最終処分場の残余容量が少なくなっている状況を踏まえますと、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保する観点から、まずは圏域全体に及ぶ最終処分体制の検討を進め、その中で既存の処分場の残余容量を災害廃棄物処理のために有効活用することについても検討していくべきものと考えております。

一番容量のある最終処分場で余力を残し、広域対応とすることにつきましては、最終処分体制を確保するための一つの方策であると存じますが、これまで具体的な検討は行ってきてはいないものであります。

他の自治体の埋立ごみの受入れは、当該処分場の管理者の判断によることとなります。地域住民や関係者、とりわけ施設周辺の住民の意見、施設の運営管理に及ぼす影響予測などを踏まえた上での判断が必要になるだろうと考えるものであります。

いずれにいたしましても、圏域における安定的な最終処分体制の確立は重要課題でありますことから、引き続き県央ブロックごみ処理体制検討協議会での協議、検討を進めてまいります。

次に、議員への情報提供についてであります。令和7年7月の県央ブロックごみ処理体制検討協議会で承認された最終処分体制に係る基本方針については、盛岡広域環境組合の公式ホームページに掲載してお知らせしているところであります。最終処分体制については、引き続き同体制検討委員会において協議をしていくこととしており、今後の協議等の状況に応じまして、必要な情報提供を行ってまいります。

民間委託による最終処分の現地視察につきましては、最終処分体制に係る基本方針において、民間委託処理の手法の活用についても検討しながら、新たな最終処分場の共同での設置について引き続き検討を進めるとしているものであり、現時点で視察等を行う段階には至っていないものと考えております。

◎9番（藤原治君）議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 答弁を踏まえ、再質問させていただきます。

再確認ですが、新施設の設置費用と最終処分を含めたトータルコストで考えていくというこれまでの答弁に変わりはないのか、まず伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

これまで私どもとしましても、焼却処理だけではなくて、最終処分も併せたトータルでの検討が必要だということは、繰り返し申し上げてまいりました。そして、施設整備検討委員会で話し合いをしていく中においても、そういう観点からの協議、検討がなされてきたと、そのように存じているところであります。最終処分体制のほうにスポットを当ててみると、先ほど答弁でも申し上げましたように、有効な最終処分体制はどのようなものなのかということは、この時点で8市町間で合意、同意には至っていないというところでもあり、その中で最終処分まで合わせた焼却施設の処理方式の選考ということは、現実的には難しいのではないかなど、そういう経緯で進められてきたのも、また事実であります。 とはいっても、焼却施設から排出されます残渣、これが最終処分体制に影響し、トータルコストにも影響してくるということも含めまして、焼却施設側の事業者選定といいますか、そちらのほうでは評価項目として発生残渣がどの程度出るのか、トータル費用にどのような影響を及ぼすのかについては、評価の対象としていくことになるのかなと考えております。具体的な部分については、今後、事業者選定委員会の中で検討がなされていくと、そういう状況であります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） ということは、先ほど答弁いただきました事業者選定委員会にお諮りすることはできないものと考えています。現時点ではという前提と理解してよろしいのでしょうか。要は今年、7年度に事業者選定委員会に諮るもの、業者への仕様関係をつくると先ほど言いました。お金をかけてといいますか、すごく綿密な15項目、9項目、それを見ますと、例えですが、焼却方式でいいまこと、処分だけのことをいいますと、コストで20年間で134億円かかるというふう

にデータであります。溶融炉の一番いいやつでいきますと、27億円です。その差は107億円です、20年間で107億円です。そして、1年間で5億円違います、処分のほうです。

環境面のCO<sub>2</sub>の排出量も、焼却炉のほうは当然運ぶ量が多いので、CO<sub>2</sub>が1万2,400トンです。溶融炉のほうは量が少なくなるので、多分そういう関係なのか分かりませんが、一番評価の高いところのB1—2というところで見ますと1,137トン、1万2,000に対して1,100トンです。11倍の差があるのです。環境面でも、処分にかかる費用は溶融炉のほうがいい。確かに先ほどの最初の答弁の中で、若干溶融炉のほうが割高になるかもしないと答弁がありましたけれども、処分にはこれだけの差がある。コストも環境面も。だから、トータルで考えましょうというのは、これまで議論していて、それで多分県央ブロックごみ処理体制検討協議会では、この膨大な資料を作ったと思いませんけれども、これを事業者選定委員会に諮れないということではなくて、今時点ではあれだけれども、いずれ諮って選定していくということでおろしいのですね。その点を伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君）議長。

◎議長（村田芳三君）森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君）御指摘いただいていることの意味、趣旨は、こちらとしてもよく理解しているつもりではあります。しかしながら、繰り返しにはなりますけれども、最終処分体制についてはどのような方式がいいのかということまでは、まだ決定していないということではありますので、決定していない体制を実現するために、事業者選定委員会のほうでその進め方について協議するというのは、事業者選定委員会の進め方としては、ちょっと性格が違うのかなというところであります。したがいまして、まずは体制検討協議会における有効な最終処分体制を8市町で引き続き協議をしていく、それをまず優先していくべきだと、そういう判断に至っているということであります。

そういうことから、御答弁でも申し上げましたように、現状で事業者選定委員会のほうに最終処分体制の整備に関するなどを諮ることは、現実としては難しいと判断していると、そのように申し上げたところであります。

◎9番（藤原治君）議長。

◎議長（村田芳三君）9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） それでは、それはいつ広域の中で最終的な意見調整ができるのでしょうか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） なるべく早い時期にと考えてはおります。ただ、様々などのような条件で検討していくのか。何せ8市町に及ぶことありますし、例えば焼却施設を検討するときにおきましても、8市町での協議に相当の時間をかけてきたといったこともあり、たやすいものではないということを前提として協議を進めていくわけではあります。そうはいいましても、一方で焼却施設のほうがどんどん前に進んでいって、最終処分体制のほうが置いてけぼりになるということは、これまでお話ししてきたことの繰り返しになりますが、バランスを取らなければいけないということと相反するような取扱いになってきます。そうであってはならないと思いますので、8市町で早急に、早急にといいますか、なるべく早く、そういった理想的なというか、具体的な体制について検討していくと、そういうことで確認はしておりますので、いつまでとは明言できませんけれども、なるべく早い時期にはそういった具体的なものをお示しできるようにしていきたいと、そのように考えているところであります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 最初の話で、トータルで考えていくということは、その方向だというのは、先ほど確認しました。ということは、事業者選定委員会に資料を提示して諮ってもらうためには、その結論を出してから諮るということで理解してよろしいのでしょうか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議員がこれまで繰り返しお話ししてきたことの趣旨、先ほども申し上げましたように、その意味は私どもも非常に強く理解しているところであります。

しかしながら、最終処分体制の部分の検討には時間がかかるということからいたしますと、今般のごみ焼却施設の事業者選定のスケジュールとは、どうしても

タイムラグが出てしまうのではないかと思っております。そうしますと、結論といたしましては、今回の焼却施設の整備に係る事業者選定委員会の中での最終処分体制の検討という部分というのは、これは時間的に間に合わないのではないかなど、そのようには考えております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 先ほどせっかく資料として提出された、検討協議会のトータルコストでいう処分のほうのお金の額というのは、めちゃくちゃ違うのではないか、方式によって。それによって、施設のお金と処分のお金をトータルで考えないと、先ほど市民の方は、住民は、資料を明確に示して、納得してもらって、できるだけトータルで安くならなければ駄目だと。盛岡のほうも、先ほど議員がおっしゃったように、財政的にいろいろ厳しいから、全てにおいてそのようにやっていかなければならぬと言っている中で、これまでも議論してトータルで検討しますよと答弁もされていますよね。その中で、最終的な事業者選定委員会にその資料が入らないというのは、私は納得できないのですけれども、いかがですか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 先ほど議員からお話をいただいた、例えば経済的な面で5倍の差があるとか、あとは110億円の差があるというのは、これは同一の要件で、炉の形式をストーカ、溶融とした場合に、例えばストーカの場合で焼却灰については資源化委託、飛灰については埋立処分委託、そして不燃残渣などについては既存処分場で埋立てた後に委託に切り替える、そういうふうなことを基本にして、溶融も大体同じようなパターンで比較していくと、経済面で5倍、環境面で11倍の差が出るというのは、それは基本方針のほうでお示ししているとおりでありますので、そういうふうな分析を一旦はしたわけあります。

ただ、それが即体制を決定づけるものになり得るのかどうかということは、様々に先ほど申しましたように、具体的に場所をどうするのか、場所というのは新たな最終処分場を整備する場合においてということ、コストが幾らになってくるのか、そういうふうなことを含めて、実現可能な方法なのかどうかということも含めて、も

ちろん関係する地域住民や関係者の方々の御意見もお聞きしながらというフェーズも必要になってまいりますので、そういったことを考えたとき、そういう状況であるにもかかわらず、今すぐに焼却施設の選定委員会のほうに最終処分の具体的な整備に関することを併せて協議の対象としていくということは、難しいのではないかと申し上げているものであります。

◎9番（藤原治君）議長。

◎議長（村田芳三君）9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君）最終処分場を造るというのは、本当に難しいことだと、どこの場所であっても。

それで、今回の資料で一番いいパターンとして、最終処分場は2番目ですよね。最終処分場を造らないで民間委託をするという、それぞれのほうが評価が高かつたわけです。溶融炉と焼却炉のほうで2つの比較はしていませんが、それぞれで民間委託をする。先ほどの基本計画のほうでも、民間委託を基本とするとなっていますよね。そうなった場合に、最終処分場を造るよりは圧倒的に安いわけです、民間委託のほうが。それで、民間委託のほうは確実に大丈夫なのですかと先ほど質問したのですけれども、そちらのほうもこれから協議をすると。当然協議は必要だと思うのですけれども、でも見通しがあるから多分それを持ってきていると思うのです。

話を戻しますと、いずれこの額というのはすごく大きいので、これまでの答弁の流れで、やはりトータルで考えるということを、最終的に事業選定すれば、もうどっちかに決まってしまうではないですか。それを除けば、施設のほうだけを見て決まるわけですよね。ところが、最終処分場のほう、さっき言った費用も、経済性も、環境面もめちゃくちゃ違うわけです。そのトータルを考えるべきだと私は思っているのですけれども、いかがですか。

◎事務局主任主査（森田晋君）議長。

◎議長（村田芳三君）森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君）これは、誤解のないようにお話ししておきますが、私どもとしてもトータルというものをしっかりとと考えていかなければならぬという気持ちでいることだけは確かです。

その上で、最終処分体制に係る基本方針の中では、民間委託処理の手法につい

ても検討しながら、新たな最終処分場の共同での設置について引き続き検討を進めるとしているわけであります。したがいまして、これは何を言っているかというと、まだ何も決まっていないということありますので、一定の評価をさせてはいただきましたけれども、この評価結果に基づいて今後8市町間でどのような体制が望ましいのか、合理的、効率的なのかということを協議していくということですので、直ちにトータルということを適用して進めることは、もしかしたらできない状況なのかもしれないですが、いずれそういったような方向性で、中長期的にもですけれども、8市町で連携して検討を進め、実現に向けて取り組んでいきたいと、そのように考えているものであります。

◎9番（藤原治君）議長。

◎議長（村田芳三君）9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君）であれば、事業者選定委員会を先行してやるのはおかしいのではないか。結論を早く出して、トータルで検討委員会にかけるべきではないですか。

◎事務局主任主査（森田晋君）議長。

◎議長（村田芳三君）森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君）御指摘の意味は、そのとおりだと思うところもあるわけですけれども、新たなごみ焼却施設の整備、これを進めていくということは、8市町それぞれ廃棄物処理法に規定するところの安定的な処理体制をしっかりと確立する義務がもちろんあるわけであります。義務といいますか、責任がありますので、それをしっかりと実現していくために、基本構想に基づき、焼却施設を広域化するということが中心になっておりましたので、これだけは見失わないように進めていかなければならぬと考えているところであります。

議員の御指摘は、そのとおりだとは思いますけれども、今優先すべきは焼却施設のほうだと、そのように考えていますので、御理解をいただければと、そのように思います。

◎9番（藤原治君）議長。

◎議長（村田芳三君）9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君）優先すべきは施設かもしれません、トータルの費用は絶対大事だと思います。これまでの議論を重ねていて、時期が伸びたのはやむを得

ないと、スケジュールが伸びたときもあると思います。その辺も考慮して、しっかりスケジュールを見直す、そしてトータルでしっかり公平な形で委員会のほうで選定してもらいたいと私は思うのですが、管理者、どうですか。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） それらの点を踏まえて、8市町で考えていきたいと考えております。

◎議長（村田芳三君） 以上で9番藤原治議員の質問を終わります。

次に、7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） その前に休憩をお願いしたいのですが。1時間回っていきますので。

◎議長（村田芳三君） では、暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 議席7番高橋悦郎でございます。通告に沿って質問させていただきます。

大きな項目で、ごみ処理施設整備基本計画について伺います。この計画を策定した施設整備検討委員会は、1つに施設周辺の環境保全への一層の配慮、2つにカーボンニュートラル社会へのさらなる寄与、3つに経済性・効率性に優れた施設の実現など、3点の観点から、それまで提案していた施設規模1日500トンから378トンの規模に変更を提案してまいりました。そこで、次について伺います。

①、環境省によりますと、2025年6月30日時点で全国の1,182自治体が2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラル宣言を表明しております。その中には、盛岡広域環境組合に参加しております葛巻町、岩手町、八幡平市、零石町、矢巾町、紫波町、盛岡市、そして岩手県も表明をしております。滝沢市も第1次滝沢市環境基本計画の中で二酸化炭素排出ゼロを目指すうたっております。

このような中で、令和15年度の組合の推計で、当組合管内から発生するごみ排出量の78%のごみを焼却する計画にしております。これでは、国の方針からも、当組合の基本理念からも大きくかけ離れた計画と言わざるを得ません。このままの計画でよろしいのですか、見解を伺います。

②、本組合の基本方針の実施に向けた取組として、生ごみの資源化に取り組むことを提案したいと思います。現在の広域8市町の中では、葛巻町、矢巾町、紫波町、旧都南村地区が生ごみの資源化に取り組んでおります。このような事例は全国でも珍しく、非常に先進的な取組でもあります。

また、先日新聞報道もありましたが、紫波町の取組ですが、家庭の生ごみを資源とするバイオガス発電事業を本格的に稼働する、そしてその発電過程でできる消化液を畑などの肥料等に使うという事業であります。脱炭素と農業振興の両輪を目指す紫波町モデルが2年後からスタートするという報道であります。最も厄介な生ごみをこのような方法で資源化することは、すばらしい取組だと思います。当組合の方針として、生ごみの資源化に向けて取り組む考えはないか、また当組合管内の生ごみを燃やさず資源化しましたら、計画している焼却施設の規模をあとどれくらい縮小できるのか、可能になるでしょうか、伺いたいと思います。

③、3点目に経済的・効率的に優れた施設の実現を図るとあります。焼却施設の建設費が4年前に示されたトン当たり単価5,000万円で500トンの施設で252億4,000万円と示されました。それが今年の9月に示された建設試算は、378トンで建設費381億6,400万円、トン当たり単価が約1億円となり、4年前と比べ2倍になりました。経済的・効率的に優れた施設を実現するとありますが、完成まであと7年ありますが、建設単価はどうなるでしょうか、伺います。よろしくお願いします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 高橋悦郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、管内のごみの78%を焼却する計画についてであります。新ごみ焼却施設の処理能力の算定根拠とした令和14年度以降に必要となる焼却処理量は、組合構成市町の一般廃棄物処理計画における減量目標や、将来のごみ排出量の推計結果などを踏まえて算定をしているものであります。

各市町において地域特性なども考慮しながら、さらなる減量、資源化を推進することにより、将来的に焼却処理量は削減されていくべきものと捉えておりますが、当組合は組合構成市町の区域から発生する可燃ごみの焼却処理を共同処理する一部事務組合であり、圏域の可燃ごみを適正に処理する体制を確保する責任があることを踏まえますと、現状においては施設整備基本計画に基づく新ごみ焼却施設の整備を着実に進めていく必要があると認識しているものであります。

次に、生ごみの資源化に向けた取組についてであります、生ごみの堆肥化については、各市町においてごみの分別収集や堆肥化施設の整備などの体制が整うかどうかなどを含めて検討がなされるべきものであると考えております。

また、生ごみのメタンガス化施設を焼却施設に併設し、バイオガス発電を行うことについては、新ごみ焼却施設整備基本計画の策定に向けて処理方式を選考する過程において、発電量の増加によるエネルギー回収効率の向上などが期待されるものの、建設費や維持管理費として他の処理方式よりも多くの費用を要することなどを総合的に検討し、メタンガス化施設を選考の対象としないこととしたものであります。

管内の生ごみを資源化した場合の焼却施設の規模の縮小につきましては、全域を対象とする可燃ごみに含まれる生ごみの割合を示す資料はありませんが、盛岡市において令和6年度に実施した組成分析結果を見ますと、家庭系可燃ごみの中には約4割の生ごみが含まれております。生ごみの分別排出、分別収集が徹底された場合は、生ごみの焼却処理は不要となります。これによりごみ焼却施設の規模をどの程度縮減することが可能となるかについては、試算を行っていないものであります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（小林敬君）議長。

◎議長（村田芳三君）小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君）新焼却施設の建設単価についてであります、これまでお示ししてきた整備費の算定に当たりましては、全国の整備事例を基に設定したトン当たりの整備単価を用いておりましたが、近年の物価高騰の影響等により整備単価が上昇してきていることを踏まえ、改めて全国における最新の動向を調査するなど、新ごみ焼却施設の整備費の算定に適用する整備単価を見直し、整

備費の再算定を行ってまいります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） それでは、再質問させていただきます。

生ごみの資源化についてであります、プラスチックのごみについては、国の法律に基づいて、当組合が新しい施設を稼働する前に資源化するということで今進めているわけであります。これもほとんどの自治体は、準備はこれからだということになるのではないかであります。あと7年あるわけであります。だから、そういう中で生ごみについても、先ほど言いましたように、当組合として資源化の方向で検討して計画をつくり、そして取り組んでいくと、こういうことができないのかと。

先ほど言いましたけれども、盛岡のデータによりますと、今燃やしているごみの中の約4割が生ごみだと、こういうことも言われております。そうすると、単純に計算して4割の生ごみがなくなったら、4割施設の規模を縮小できると、こういうことになるのではないかと思いますが、そういうことも念頭に置きながら、当組合として生ごみの資源化を計画していくということはできないのか、改めて伺いたいと思います。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 生ごみの部分になりますけれども、これについては、まず盛岡の広域8市町が令和5年2月1日に締結した県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定がありますけれども、各関係市町が実施している生ごみをはじめとしますけれども、分別、資源化の取組については、新施設が稼働後も原則として続けるということに定めているものであります。

ごみの減量化、資源化については、これまでの8市町での協議を通じまして、各市町が主体になり、地域特性に応じまして、地域住民の協力の下で進めていくこととしております。このことで効果的な3R等施策の展開がされているものと考えております。圏域におけるごみ減量、資源化の推進、焼却施設の規模の縮小につながるものでありますことから、組合としても各構成市町とともに減量化、資源化に関する効果的な施策について引き続き調査研究を行い、各市町が取り組

む3Rの推進を後押ししていくことが必要であると考えているところあります。

4割の部分の御指摘でしたが、ごみ焼却施設で処理を行っているごみの組成について、環境省が毎年実施しておりますけれども、乾燥重量による組織成分・組成成分と水分、可燃物、灰分、3成分の割合を調査しております、盛岡市で実施しているような生ごみの含有量を計測しているものではないということです。環境省の調査の結果に基づき、水分の全てを生ごみと仮定して試算すると、焼却対象処理物の4割程度が生ごみということになりますけれども、精度の高い試算とは言い難いということです。

また、可燃ごみの4割程度が生ごみであったとしても、全域で生ごみの分別収集が実施されれば、焼却量が4割程度減少されるということについては、全ての生ごみについて分別され、資源化するということを前提とする考え方でありますけれども、このことが現実として可能かどうかについては、生ごみについて分別収集、資源化を行っている自治体の状況を調査し、判断していく必要があるのでないかと考えてございます。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 私は、今8市町が取り組んでいる取組の中で、生ごみも計画の中に入れるというのは、これはいい機会だと、本当にいい機会だと思うのです。実際今8市町の中で4市町が取り組んでいるわけですから、これを組合としての計画の中に入れていくということは、そんなに難しい話ではないと思います。様々今答弁ございましたけれども、組合の中でそれを位置づけるということにすれば、それはそれで取り組んでいくわけですから、何年か前の協定書がどうのこうのではなくて、本当にカーボンニュートラル、ゼロということを目指すのであれば、そういうことはどうしても避けて通れないのではないか、私はそう思っています。改めて質問しますが、組合としての計画の中に組み入れていくということをちょっと伺いたいと思います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 方針としては、確かにごみ減量、いわゆる資源化の推進というのは、そのとおりかと思います。やはり構成市町の向かうべき方向性と

いうこと、そして我々広域組合が向かうべき方向性というものは、一緒であるというふうに、今までこれに限らず進めてきたという認識もございますので、各構成市町の中でこの方向性を維持していくという方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） あくまでも各自治体で取り組むべき課題だと、こういう御答弁ですけれども、これもなかなか、やはり各自治体でということになりますと進まないと。紫波町さんみたいに本当に先進的な取組、これはぜひ当組合でもやはり大いに参考にして、計画の中に取り込んでいくべきだと思いますが、紫波町さんが今回取り組んでいるそういう実例、そしてそのほかにも3市町がやってるわけでして、こういう実例もあるわけですから、焼却施設の計画をつくっている自治体に比べますと、当組合の場合は本当に現実的になる感じではないかと私は思います。各市町村に任せるというのではなくて、プラスチックごみも全ての自治体で取り組もうということで今やっているわけですから、そういう意味ではやれない話ではないと。その方向性、改めてもう一度伺います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） おっしゃるとおり、構成市町の中で先進事例ということで、身近にそのような事例があるということは、組合としても大変心強いと認識しております。こちらの部分につきましては、情報をどこまで提供していただけるかというところもあるかとは思うのですけれども、同じ仲間ということで、その辺りも情報共有を進めて、広域8市町の新施設の処理量というところに影響するわけですけれども、どちらのほうに結びつくような結果を求めてまいりたいと思っておりますので、各市町の御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 膨大な財源を使って、今新しい8市町の焼却施設を進めているわけですけれども、その膨大な予算を幾らかでも減らしていくと。生ごみ

を資源化すれば、それだけ施設の縮小もできます。試算できないという答弁がありましたけれども、確実にこれは建設費の削減ができるわけです。先ほど言いましたように、当組合の基本理念からいいましても、経済的なそういう施設を造っていくのだということもあります。そういうことを考えましても、生ごみの扱いというのは非常にポイントになるのではないかと私は思うのです。くどいようですがけれども、もう一度伺いたいと思います。

◎事務局長（小林敬君）議長。

◎議長（村田芳三君）小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君）生ごみ、確かに先ほど答弁でお答えしましたとおり、盛岡市民が出す約4割が生ごみということあります。組成分析の中でも、やはりそこがかなり占めているということにはなるわけでございますけれども、全体量を絞るようにはしているところではあるのですけれども、どうしてもやっぱり4割というところで出てしまうというのはそのとおりでございます。

人間というか、普通生活していると、やはりどうしても生ごみというのが出てくるというのはそのとおりなので、人ごとと考えずに、各市町の市民、町民の皆様にも御理解いただけるように、減量というところの運動に取り組んでいただきたいということを組合としても改めてお願ひしたいと考えているところでございます。

◎7番（高橋悦郎君）議長。

◎議長（村田芳三君）7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君）これで終わりにしたいのですが、ぜひ生ごみの問題も検討していっていただきたいと思います。

それから、この施設の整備費なのですけれども、現状で当初の整備費の倍になっているのです、トン当たりの単価でいいますと。これは、今後完成するのは7年後ということとして、さらに増えていくという可能性がありますが、これはやはりもっと情報をきちっと出していただきないと、各自治体それぞれ大変混乱していく課題になるのではないかでしょうか。

八幡平市について言えば、今第3次の総合計画をつくっておりまます。この予算、工事費がはっきりしないということになりますと、なかなか総合計画をつくるに当たっても、非常に困るのです。特に八幡平市の場合は、中継施設ですか、これ

も建設をしなければならない、さらには中間処理施設も造っていかなければならぬ、莫大な投資がこれで出てくるわけです。ですから、中継施設も含めて、やはりその予算がどれぐらいになるのか。今7年後のこととは言えないと思うのですが、現状でこれぐらいの予算かかるのだというのを示していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 施設の整備費についてということあります。まず、焼却施設については、今後事業者選定委員会等で検討していくわけですけれども、その検討の中で予定価格というものの算定の検討も行ないますし、最終的に事業費が決まる時点は契約した時点ということになります。それまでの検討の経過的なところにつきましては、課長会議を通じて情報を出せるところは出していくたいと思います。

あとは、中継施設の部分になりますけれども、八幡平市さんにも整備するところで今検討していますけれども、事業費については概略になりますが、今年度基本構想の中で改めて示していかなければなということありますので、3月末くらいには示せるのかなと思っております。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 今進めている焼却施設ですけれども、個々の自治体で整備するよりも、8市町で1つの施設を造ったほうが安上がりだと、こういうことで進んできたわけです。ここまで施設の整備費が膨らんできますと、果たして本当に1つの施設整備のほうが得だと言えるのでしょうか。その辺は、どのように考えていますでしょうか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） これまで集約化施設に係る事業費を算定する際には、例えば今ある6施設を6施設のままで建て替えた場合と比べてどうなのかというようなこともいろいろ検証はしてきているということあります。その中で、やはり1施設集約化のほうがコストメリットがあるということは、お示しし

てきていたかと思ひますけれども、今このように建設単価が上がってきてているということは、1施設に集約化して整備しようとしている施設にだけ建設単価の上昇が適用されるのではなくて、仮にこれを6施設そのままの状態で更新するという場合も、そちらのほうにもやっぱり適用されてくるということですので、そういうことからいたしますと、やはり1施設集約化のコストメリットというのは、これは今全体として建設費が上がっている状況の中でも、1施設集約化のメリットというのはあるのだろうと思っております。具体的な数値で今お示しすることはできないのですが、これまでの試算の経過などからいって、そういうことは言えるのではないかと考えております。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 改めて1施設と各自治体の施設、それぞれ建設するという比較ができるようなものが必要ではないでしょうか。そこはどうでしょうか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

これまでもそういった試算は、我々いろいろトライはしてきておりますので、試算をすることができないわけではないのですが、前回試算したときから比べて様々いろんな状況も変わってきてているということもありますので、そういった条件を合わせるところから始めていかなければなりませんし、それをやった場合に大体いつ頃に出せるかということについてまでは、ちょっと今明言できないかなとは思っております。

◎議長（村田芳三君） 以上で高橋悦郎議員の質問を終わります。

次に、5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 5番庄子春治でございます。私からは、最初に新施設整備基本計画について伺います。

第1点は、基本計画策定に当たって募集したパブリックコメントの結果はどうだったのでしょうか。そのコメントがどのように施設整備計画の中に生かされて反映されたのか、この点を伺いたいと思います。

2つ目に、これは今までもいろいろと議論がありましたけれども、基本計画に

示された処理3方式について、それぞれストーカ、流動溶融、シャフト溶融、それぞれの総事業費の試算を示されたい。それぞれの処理方式によって、先ほども若干の傾向というものが示されましたけれども、試算があろうかと思いますので、お願ひしたいと思います。

第3点は、施設の規模についてですが、1日処理能力378トンとしたわけでありますけれども、現状の処理の実績から見て、私はさらなる縮小の余地が大きく残されているのではないかと。今も議論がありましたように、生ごみの問題があります。実は、盛岡市の組成分析によりますと、生ごみ以外でも資源ごみが二十数%含まれていると。私は、その資源ごみのほかに、紙ごみとされている部分でもきちんと分別すれば資源になる、そういうものも含まれているのではないかなど。盛岡市では、そういう組成分析をして、どこに分別、減量の可能性があるかということを捉まえているわけです。そこにそういう可能性があるわけです。8市町全体でこれをきちんと調査して取り組んだら、目標も、それからどこに手を入れるべきかも見えてくるのではないかという点からいえば、分別、資源化による、生ごみも含めてですけれども、減量の可能性というのは大きく残されている。この点について、いかがお考えかということです。

それから、盛岡市では事業系のごみの減量が実は目標を上回る減量実績というのが見えたわけです。非常に大きな成果を上げております。それは、事業系ごみの中から紙ごみ、古紙は入れないということ、そして施設において検査も適時行うということを通じて、事業者に対して協力を要請して、これを大幅に減量させたという実績があるわけです。こういう点でも、管内における事業系ごみのさらなる減量の可能性というのは残されているのではないかと。などを踏まえた減量、資源化を進める可能性について、どのように捉えて取り組んでいくのかということについて伺いたいと思います。

4つ目に、施設整備及び運営事業者選定委員会が設置されて検討が始まっていますけれども、今後の選定委員会の作業の基本方針とスケジュールをお示しいただきたいと思います。

5つ目、余熱利用施設整備計画策定の現状と見通しをお示しください。

6つ目、施設整備について、用地取得の見通しと今後の周辺地域住民への説明会などの計画があればお示しをいただきたいと思います。

大きな2つ目に、最終処分体制に係る基本方針について伺いたいと思います。7月のごみ処理体制検討協議会において、最終処分体制に係る基本方針が決まりましたけれども、先ほども議論がありました。膨大な資料です。分かりやすくその内容をお示しいただきたい。

2つ目に、その基本方針を読んでいきますと、処理方式のストーカ方式、溶融方式に応じてどのような処分体制が最もいいかについて、それぞれ示されております。記号でいうとA2—2とか、B2—2とかと挙げていらっしゃいますけれども、それぞれの方式によってどういうものが方向性として最適と考えておられるのか、基本方針ではどのように示されたのか伺いたいと思います。

そして、最終的な方針はどのように決まるのかお示しをいただきたい。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 庄子春治議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、施設整備基本計画についてであります。計画の策定に当たり募集したパブリックコメントには78人から187件の意見が寄せられ、ごみ焼却中心ではなく、ごみの減量・資源化を求める意見、環境や健康への影響を心配する意見、住宅地や商業施設の近くにごみ処理施設が整備されることを不安視する意見、景観への影響や災害リスクを心配する意見、住民理解が得られておらず、ごみ処理広域化に反対をする意見、廃棄物エネルギーの有効活用に期待する意見などが寄せられております。

意見の反映につきましては、ごみの減量・資源化に関する意見を受けて、プラスチック製品廃棄物は全域での資源化の実施に伴い、焼却処理の対象から除外されることを、景観に関する意見を受けて、周辺の景観との調和に配慮することを、また廃棄物エネルギーの有効活用に関する意見を受けて、地域振興に貢献する施設の整備など、エネルギーの活用方法を検討することをそれぞれ計画に記載しているものであります。

処理3方式の総事業費の試算につきましては、複数の処理方式を指定して事業提案を募集した全国事例において、処理方式によらず、施設整備費と施設管理費を合算し、予定価格として設定した例があり、当組合においても同様の扱いとして事業提案を募ることで事業者間の競争性が働き、事業費の抑制が図られること

を期待しますことから、方式ごとの事業費の試算は行っておりませんが、施設整備費と令和14年度の稼働から15年間の維持管理費等に市町が行う収集運搬経費を合算した総事業費として、現時点で1,045億円を見込んでいます。

施設規模の縮小につきましては、施設整備計画に定める1日当たり378トンの施設規模は、組合構成市町の一般廃棄物処理計画における減量目標や、将来のごみ排出量の推計結果などを踏まえて算定しているものですが、現在施設の整備運営に係る最終的な発注仕様の検討を進めており、その中で各市町との協議、調整を行いながら、焼却処理量の削減や施設運用の効率化について改めて精査し、さらなる施設規模の縮小、事業費の低減を目指してまいります。

次に、最終処分体制に係る基本方針についてですが、令和7年7月の県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、最終処分体制に係る基本方針を定め、圏域における廃棄物の適正処理体制を確保するため、新たな最終処分場の共同での設置について引き続き検討を進めることとしているものであります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 事業者選定委員会の選定作業の基本方針とスケジュールについてですが、施設整備基本計画に定める基本方針を踏まえ、令和7年度内に評価方法や評価項目、評価基準など、入札公告の概要を協議し、令和8年度当初に入札公告を行い、8年11月に提案の審査を行う予定としております。

余熱利用施設整備計画の策定の現状と見通しにつきましては、現在廃棄物エネルギー利活用施設整備基本構想策定等業務の発注に向けた準備を進めているところであり、契約締結後は地域住民との話し合いを丁寧に進めながら、施設に求められる機能や施設計画の条件などを整理し、施設の整備及び運営に関する基本的な事項を取りまとめ、令和7年度末の構想策定を目指してまいります。

用地取得の見通しと周辺地域住民への説明につきましては、令和7年度は不動産鑑定と補償物件調査を行っており、その調査結果に基づき、令和8年度に地権者等との用地取得に係る協議を行う予定としています。

地域住民への説明については、環境影響評価手続に関する説明などと併せて、引き続き皆様に丁寧に説明し、意見交換を重ねながら取組を進めてまいります。

次に、最終処分体制に係る基本方針で示したごみ焼却施設の処理方式と最終処分体制についてであります。焼却施設の処理方式がストーカ方式の場合は、主灰は民間委託により資源化し、飛灰は民間委託により埋立処分し、不燃・粗大ごみ処理施設から発生する不燃残渣は既設の処分場で埋立処分を行い、残余容量がなくなった後は民間委託により埋立処分する方法が、経済性が特に優位であり、最も高い評価結果となっております。

また、溶融方式の場合は、溶融飛灰は民間委託により埋立処分し、不燃残渣は既設の処分場で埋立処分を行い、残余容量がなくなった後は民間委託により埋立処分する方法が、経済性が特に優位であり、最も高い評価結果となっております。

最終的な方針につきましては、最終処分体制の安定的な確保が不可欠であるとの認識の下、基本方針における評価結果を踏まえ、民間委託処理の手法についても検討しながら、新たな最終処分場を共同で設置する場合の条件として、施設規模や埋立期間、整備費・運営管理費、整備地の選定などについて、8市町間で継続して協議することとしており、この協議を重ねることにより、最終的な方針を定めていきたいと考えております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

最初に、パブリックコメントの生かし方についてです。いろいろと御説明ありましたが、要は187件の御意見のうち、取り入れたものは3件なのだということですね。九十数%は無視ですか。そうではないと思いますが、このパブリックコメントに寄せられた御意見をずっと読んでみると、本当にごみ処理の上で基本となるような提言というか意見が共通して寄せられていると。分別・資源化への組合のより積極的な目標を持った取組をするべきだという意見とか、あるいは環境負担についても、基準をクリアしても総量が増えれば有害物質の総量が増えるから、そういう面からも焼却量を極力減らすための努力をすべきだとか、さらには専門的な御意見もありました。公害防止体制については、盛岡クリーンセンター方式で行うという計画については不十分さがあるのではないかと。それは、窒素酸化物の処理とダイオキシンの処理方式において矛盾する対応が行われている

と、こういうことを踏まえた新しい体制で、しっかりとやるべきではないかなどという前向きな御提案などもありました。

ですから、私は計画そのものをどう具体化するかということと同時に、この市民から寄せられたパブコメについてはしっかりと受け止めて、今後の事業には生かすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） ありがとうございます。今お話しいただきましたように、パブコメには多くの意見をいただきました。非常に貴重な意見だったと受け止めているところであります。

その中で、直接的に計画に反映されることになったのは、今議員からお話があったような、そういう状況でありましたけれども、その中には専門的なお話も含めて、また根本的なところの話も様々いただいたものと思っております。3Rを中心とした事業展開をもっと重点化すべきであるといった意見、これは本当に基本中の基本であると思っていますので、構成市町との取組の中で具体化していくなければいけないことだろうと思っております。

そのほか、様々な意見をいただいたわけでありますけれども、実際に計画に直接的に反映することができた分というのは限られていますけれども、それ以外の意見も、我々がこの事業を進めていく上では非常に貴重なものだと捉えていますので、こういう意見があったことをしっかりと刻みながら前に進んでいかなければいけないと、そのように考えているところであります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 施設計画を立てるに当たっても、一つの手続、セレモニーとしてやったということには絶対しないで、ここに寄せられた意見についてはしっかりと受け止めていただきたいと思います。

総事業費についてですけれども、示されないということですが、現時点で1,045億円を見込んでいると、こういう総額の試算は示されました。これは、多分ストーカ炉を基準にしていると思いますが、それで間違いがないでしょうか。1,045億円のうち、施設整備費、本体、中継施設用地費、それぞれ幾らと見込んで

いるのか、管理費、それぞれ幾らと見込んでいるのかお示しいただきたいのと併せて、以前総事業費については、ストーカ炉と溶融炉では100億円近くの差があるということを、組合がつくられる前に盛岡市の試算の中でお示しをいただきました。ですから、私は、これは計算できないことではないと思うのです。あるのではありませんか。その点、お示しをいただきたいと思います。

◎参事兼施設課長（藤原司君）議長。

◎議長（村田芳三君）藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君）1,045億円の内訳ですけれども、焼却施設の部分、施設整備の部分ですけれども、約381億円、中継施設2施設分ですけれども、約14億円、用地取得、インフラ等のところで約12億円となります。今の分が施設の整備のほうです。

次に、施設の管理のほうになりますけれども、14年度からということで試算しているものの内訳になりますけれども、焼却施設の管理につきましては約187億円、中継施設の管理については約22億円、中継運搬の部分で約7億円、焼却残灰の処分委託の部分については約77億円、そして地方債の償還の部分ですけれども、約199億円で、組合の総務管理、事務のところの部分ですけれども、約28億円と。これに各市町の収集運搬約118億円を加えます。これらは億円単位でみんな丸めていますけれども、それを合計しますと1,045億円という計算になります。以上、内訳です。

◎事務局主任主査（森田晋君）議長。

◎議長（村田芳三君）森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君）もう一点、これがどういう処理方式なのかということでありました。これは、ストーカ炉ベースで試算した事業費ということになっております。繰り返し申し上げておりますように、ストーカとそれ以外の形式を選考している関係もありますので、その事業費についてどのように出していくかということは今事務局の中でもいろいろ議論しているところではありますけれども、少なくとも形式ごとに事業費を算定するという方法には今後はなっていかないのかなと、そのように考えているところであります。

◎5番（庄子春治君）議長。

◎議長（村田芳三君）5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） あんまり難しい話しないで、これ溶融炉になったら何ぼぐらいかかるという数字出してもらえばいいですけれども。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） ありがとうございます。そのとおりなのかもしれません。ちょっと難しく考えてしまうところはあるのですけれども、メーカーさんからのアンケートをいろいろ取っている中におきましては、例えばストーカも溶融も大体同じぐらいの水準で、そういった事業費をアンケートに答えて提示されているといったようなケースもありますので、そういったようなことも含めて、併せて検討していきたいと、そのように考えているということあります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 何でそこまで、先ほどは田山議員の質問に対して、溶融のほうが少し経費がかかるかもしれない、そういう趣旨の御答弁されましたでしょう。実際に、例えば溶融の場合、特にシャフト式ですよね。コークスや石灰石を使うのです。私の素人ながらの試算でも、コークス代だけでも年間で数億円かかるのではないかなどと思っていますから、当然その方式によってかなり経費が違うと。これは、重要な財政上の大きな問題になると思いますので、その点は隠さないでお示しいただきたいと思うのです。どうですか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 事業費試算というのは、そういった様々なことも含めて精緻に行うべきだろうと思っておりますので、様々な情報を収集しながらしっかりと試算を行っていきたいと、そのように考えております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 今持っている資料でもないですか。持っているでしょう、資料は。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 総務課長としてお答えします。

まず、金額の部分、先ほど田山議員の質問について、一般的な傾向としてはということでお答えをしたものであります。そしてあとは、溶融炉になった場合の試算があるのかといえば、その試算そのものはないです。というのは、先ほどの答えと同じであります。その上では、先ほど主任主査がお話しましたアンケート、提案情報等あるのではないかという部分につきましては、その金額についての部分のデータもあると言えればあります。ただ、その部分は公示情報と申しますか、公にすることができない情報だと捉えておりますので、今この場でお答えすることはできないというようなことで考えております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） ストーカにした場合の総事業費はこれぐらいだという数字をお示しいただいたのに、しかば別な方式ならどうだということについて、試算がない、示されないというのは、いささか問題があろうかと思います。今これ以上やっても出てこないのであれば、いずれは示したいただいて、みんなきちんと検証できるようにしていただきたい。

同時に、今お話あったように、焼却残灰の処分費用もその中から、1,045億円ほどの中には含まれていると。先ほどの滝沢市の藤原議員さんの議論は、大変重要な議論だったと思うのです。トータルで検討するべきだと。これは初期費用、施設の運営費用、最終処分、これトータルで検討するべきだというのは、非常に重要な意見だと思うのです。私は、加えるならば、入り口から中間処理、最後まで。ごみ処理というのは、集めるところから、分別資源化から、集めて、焼却し、中間処理をし、最終処分をすると。これによって、ごみ処理の一つの完結系なのです。ですから、トータルで検討すべきだというのは、入り口も含めて、先ほど生ごみの資源化、この際全体で検討したらどうだと。さらに、私指摘したように、さらなる減量の可能性があると、この問題も含めて。そして、どういう処理をして、どう最終処分するのか。これで完結なわけです。それは別だと、後だと、まず焼却だと。その焼却に合わせて集めるのは、減量はそれぞれ考えてくれと。これでは、やっぱり今日求められている効率的で、しかも環境に優しく、経済的にも有利なごみ処理とはならないと思うのです。

私先ほどの藤原議員さんの議論を聞いていて、であるならば最終処分の方式を決めること、併せて例えば施設整備も進めるということになれば、これは事業提案の募集を遅らせてでも、やっぱり一貫性のある収集から、中間処理から、最終処分までということをトータルで文字どおり検討し直すということは、大変重要なことではないかなと。その際に、それも含めて、何が環境に優しくて経済的なのか、文字通りトータルで検討すべきだという点からいえば、急いで事業募集をする必要はないのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議員からは、これまでも、そういうお話をいただいてきたところでありますが、トータルという考え方も重要との意見もこれまで何回もいただいてきたところでありますし、それを考えると、サイクルとして見ていかなければならぬだろうとは私どもも思っております。排出されたごみを収集し、中間処理し、最終処分する、そういう過程にはリサイクル・資源化の部分もあるといったことも含め、トータル的に、サイクルの視点で考えていくべきなのだろうと思います。

しかしながら、言い訳のように聞こえるかもしれませんけれども、今盛岡広域環境組合が共同処理する事務として位置づけられて取り組んでいるのは、新たな焼却施設の整備であり運営でありといったようなことでありますので、これを今ご提言を受けて、そのとおりだというふうなことで、その進め方、スケジュールも含めて見直すことが是なのかどうなのかということについては、それは8市町間でまた新たな意見が出てくることだろうなと思っております。

今スケジュールを立てて、新ごみ焼却施設の整備、令和14年度の稼働に向けて様々な取組をしてきているところでありますので、それはそれでやはりきちんと実現していかなければならぬのではないかと、そのように考えているところであります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 今の御答弁は、大変苦しい答弁だと思うのです。結局8市町の協定で、燃やす中間処理だけを分離して共同化するというところにやっぱ

り矛盾が出てているのだろうなと思いますので、私は改めて入り口から出口までトータルで、きちんとどういう処理が、今管内で最も進んだ方式に学びつつ、最も有効で、環境にどれがいいのかということを検討すべきだと思います。協定の見直しも含めて。どうですか。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 各市町で行うこと、清掃関連については、廃棄物処理法の中で、各市町で処理する部分ということについては、各自治体での取組というものを規定していると認識してございます。

一部事務組合というのは、特別地方公共団体ということで、いずれ特出した事務の部分について行っていると。その中で、必要な一般廃棄物の処理基本計画は当然広域の中で策定して、運営していくということになっていると理解をしているところではあります。ただ、トータルというところの話も出てきているところではありますまして、常々そこは無視しないでというところでの認識では進めてきているところではありますので、そのようなところも踏まえて、法の求めているというところに抵触しないような形での整備ということはやっていく必要があるのだと思うところではあります。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後3時14分休憩

---

午後3時25分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

日程第4、発議案第2号「盛岡広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

お諮りします。発議案第2号は、提案理由の説明、質疑、意見、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これより採決に入ります。

発議案第2号「盛岡広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

◎議長（村田芳三君） 起立全員であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号「専決処分につき承認を求めるについて」から日程第7、議案第7号「専決処分につき承認を求めるについて」までを一括して議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ただいま上程されました議案3件につきまして順次御説明申し上げます。

議案第5号から議案第7号までの「専決処分につき承認を求めるについて」の議案3件につきましては、御審議いただくための当組合議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、これを報告し、承認を賜りたいとするものであります。

議案第5号「専決処分につき承認を求めるについて」であります、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、当組合の関連条例であります盛岡広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したものです。

改正内容は、時間外勤務の制限について請求することができる職員の範囲を拡大するとともに、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対する措置等及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置について定めるほか、必要な規定を追加したもので、令和7年3月31日に管理者において専決処分を行ったものであります。施行日は同年4月1日でございます。

次に、議案第6号「専決処分につき承認を求めるについて」であります、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当組

合の関連条例であります盛岡広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したものです。

改正内容は、部分休業の取得形態の追加、非常勤職員の部分休業に係る対象年齢の拡大、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供等の措置について、必要な規定を追加したもので、令和7年9月29日に管理者において専決処分を行ったものです。なお、施行期日は同年10月1日でございます。

次に、議案第7号「専決処分につき承認を求めるについて」であります、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、当組合の関連条例である盛岡広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したものです。

改正内容は、妊娠または出産等について申し出た職員に対する措置及び配慮について定めるほか、必要な規定を追加したもので、令和7年9月29日に管理者において専決処分を行ったものであります。施行期日は、同年10月1日でございます。

以上、議案第5号から議案第7号までの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） これより議案審議を行います。

議案第5号から議案第7号までの3件について質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号「専決処分につき承認を求めるについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「専決処分につき承認を求めるについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

◎議長（村田芳三君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「専決処分につき承認を求めるについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

◎議長（村田芳三君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8、認定第1号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 認定第1号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要についての説明があります。

伊藤会計管理者。

◎会計管理者（伊藤亨君） 令和6年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。別冊の令和6年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、決算書の2ページをお開き願います。歳入につきましては、歳入合計の予算現額2億4,837万3,000円に対しまして、収入済額は2億3,832万9,249円で、予算額に対する収入済額の比率は、小数点以下第2位を四捨五入して96.0%でございます。

4ページをお開き願います。歳出につきましては、歳出合計の予算現額2億

4,837万3,000円に対しまして、支出済額は1億8,838万9,546円で、翌年度繰越額は4,085万4,000円で、執行率は75.8%、不用額は1,912万9,454円となっております。

5ページの表の下を御覧願います。歳入歳出差引残額は4,993万9,703円となり、これを令和7年度へ繰り越すこととなります。

次に、7ページから12ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明いたします。最初に、7ページをお開き願います。歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人工費などに係る各市町の負担金でございます。

第2款国庫支出金は、環境省より交付決定を受け、循環型社会形成推進交付金を収入したものでございます。

第3款繰越金は、前年度の歳入歳出残額を繰り越したものでございます。

第4款諸収入は、預金利子のほか、雑入として県央ブロックごみ処理体制検討協議会が利用した複写機の印刷経費相当額を収入したものでございます。

第5款組合債は、対象となる事業に充当する一般廃棄物処理事業債発行による収入でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございますが、第1款議会費につきましては、議会運営に係る議員の報酬及び費用弁償、消耗品の購入費でございます。

第2款総務費は、組合の管理に係る事務経費、ごみ処理広域化事業技術支援業務委託、派遣職員の人工費について派遣元の市町への負担金、監査委員の報酬及び費用弁償などでございます。

11ページをお開き願います。第3款衛生費は、施設整備検討委員会委員の報酬及び費用弁償、消耗品の購入費のほか、施設整備に係る各種委託料などでございます。

以上、一般会計歳入歳出決算について説明申し上げましたが、決算書のほかに地方自治法第292条において準用する同法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書、財産に関する調書を提出しております。

◎議長（村田芳三君） 会計管理者から説明が終わりました。

引き続き、監査委員から審査意見の概要の報告をお願いします。

高橋監査委員。

◎監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和6年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、管理者宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書類等は法令の規定に準拠して調製されており、また決算書類等の計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適切かつ効率的、効果的に処理されているものと認められました。

以上、一般会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

◎議長（村田芳三君） 監査委員からの審査意見の概要の報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） 歳出の12ページ、3款のPFI等導入可能性調査及び事業者選定アドバイザリー業務委託料1,076万9,000円についてお伺いをいたします。

補足説明といいますか、別添の別紙2号においても詳細な説明がなされておりますけれども、より具体的にお示しをしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） PFI等の導入可能性調査の委託についてでございます。この調査につきましては、新ごみ焼却施設の整備、運営につきまして、PFI等の導入による費用削減効果の分析や、事業者の参入意向等の調査を行っております。これに伴いまして、最適な事業方式の評価の検討を行ったものでございます。

なお、調査結果につきましては、市場調査に基づく事業者の参入の意向や、財政負担の縮減効果についての評価を行った結果、事業者選定等の手続はDBO方式、こちらを前提として検討を進めることとしたものであります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） 私もこの資料を見る限り、DBOがまず妥当かなとは思います。この仕様に当たり、仕様書も今年度中につくるということありますので、仕様書の作成について少しお話ししてもよろしいでしょうか。質問というか。

先ほど田山議員のほうからも、やっぱりSPCあるいはJVの段階で地元企業をまず入れるということの要望が出されておりまして、私もそれは非常に大切なことだと思います。もう一つは、今後消費税がもし仮に下がった場合に、この金額が変わってくるだろうということもありまして、長いスパンの中ですので、もしそういうことがあった場合にどうなるかということとかも仕様書の中で示すことが必要なのかなと思いました、その部分についてお考えをお聞きしたいと思いました。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 今後の入札等、以降の契約等の仕様の中には、いわゆる社会情勢の変化に伴う条件の変更等についてもうたうことになります。ただ、具体的に消費税がどうのということについては、現時点では具体的にどうのというのはちょっと言えないところはあるのですけれども、いずれ社会情勢等の変化に伴う条項、条件についてはうたうことになりますので、その部分で対応していくのかなと考えております。

◎議長（村田芳三君） 以上で小川文子議員の質問を終わります。

次に、9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 通告に従い、質疑をいたします。

今1項目のPFI導入関係の委託の説明がありましたけれども、これを含めて4つの委託に関して、その成果について伺います。

また、当初予算の委託内容と変更になった理由についても伺います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 3款1項1目12節の委託業務の内容はということでございます。この中には、計5件の委託業務が入っています。4件でありますけ

れども、2つ目のPFIの部分と事業者選定のところは「及び」でつながっています。2件のものを1つの契約で締結させていただいているものでございます。

まず、上から説明させていただきますと、環境影響評価の業務委託になりますが、令和6年度から8年度までの3か年で進めております岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に関しまして、令和6年9月から7年8月までの1年間を期間といたしまして、現地調査を実施したところでございます。現地調査の内容でございますけれども、6年度は整備予定地とその周辺地域における大気質の調査、そして地上及び上層の気象の調査、そしてあと臭気、臭いの調査、あとは動・植物の調査、あとは景観に関する調査などを行っております。また、令和7年度におきましては、騒音・振動・低周波音の調査、そして車両の交通量や交通混雑の調査などを行ってございます。これら2か年にわたる現地調査によりまして、環境影響評価準備書の作成に必要となる各種データが得られたものでございます。

続きまして、PFI等導入可能性の調査委託でございます。こちらにつきましては、新ごみ焼却施設の整備・運営につきまして、PFI等の導入によります費用削減効果の分析、そして事業者参入意向等の調査も行いまして、最適な事業方式の評価について検討を行ったものでございます。市場調査に基づく事業者の参入の意向や、財政負担縮減効果についての評価などを行った結果、先ほど冒頭で答弁させていただいたとおりでございますが、事業者選定等の手続はDBO方式、こちらを前提として進めるとしたものでございます。

同じ業務委託の中でございますけれども、事業者選定アドバイザリー業務委託でございます。こちらにつきましては、令和6年度から8年度までの3か年を期間としてございまして、ごみ焼却施設の整備、運営事業者の選定に係る要求水準書の作成、落札者選定基準の検討、基準に基づく審査を行うことを目的として設置してございます新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会、こちらの運営に関しまして、専門的知見からの運営支援を受けるものでございます。令和6年度は、事業者の募集・選定方法や、募集スケジュール、要求水準書の素案の検討のほか、事業者選定委員会の設置に向けた準備などを行ったものでございます。

続きまして、猛禽類調査業務委託でございます。こちらは、令和5年度の環境影響評価方法書作成業務委託の中で、令和6年3月に実施した猛禽類の飛翔に關

する予備的な調査によりまして、事業実施区域の周辺におきまして希少猛禽類であるオオタカなどの飛翔が確認されたことを受けまして、令和6年9月からの現地調査の中で実施しようとしておりました猛禽類の生息等に関する調査を令和6年5月から6月にかけて実施したものでございます。この調査によりまして、ハヤブサなどの飛翔が確認されたところでございますが、実施区域の周辺で猛禽類が繁殖している可能性は低いという調査結果が得られたものでございます。

あと、最後になりますけれども、土壤汚染調査業務委託でございます。こちらは、令和5年度に実施した地歴調査におきまして土壤汚染の可能性があるとされた物質、ベンゼンと鉛及びその化合物、こちらの含有量や、地下水の調査を実施したものでございます。土壤につきましては、土壤汚染対策法に基づく基準値以下でございましたし、地下水についても環境基準値以下であることが確認されているところでございます。

あと、委託の変更の中身につきまして、先ほどちょっとお話しした猛禽類の調査業務委託でございますけれども、こちら当初予定していたものではございませんでしたけれども、いずれ周辺でオオタカなどの確認がされたということに伴いまして、本来であれば令和6年9月からの中で実施しようとしていたものを、6年5月から6月にかけての前倒しで緊急に実施したというところが変更点ということでございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） それぞれ御説明を受けました。結果的に、土壤汚染も基準以下ということで、影響がないと。それから、追加して調査した猛禽類の調査のほうですけれども、先ほど明確ではなかったですが、結局繁殖はされていないということで、大きな影響はないという結論に達したという理解でよろしいでしょうか。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 猛禽類につきましては、確かに飛翔は確認されました。周辺を調査しましたけれども、巣があるとか、そういうふうな繁殖のところは確認はされませんでした。そのことによって、猛禽類に対する影響はな

いと捉えているところであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で藤原治議員の質問を終わります。

次に、18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 認定第1号なのですけれども、施設整備検討委員会の事務について何点か質問したいと思います。

答申を受けたという報告もありますけれども、この検討委員会で話し合われたことが基本計画に上がってきたと思っておりまして、その中のごみ処理施設整備基本計画の110ページのところに、施設規模、1日438トンの参考額になっています。この施設規模は、令和7年1月に報告がありまして、378トンに変わっておりますけれども、ここでなぜ438トンが参考額になっているかというところをお聞きしたいと思います。

2点目に、同じく110ページの建設費なのですけれども、ちょっと今日一般質問の中でもありました、炉によって違いがあると思いますが、建設費の参考額はどうなっているのかという点についてお聞きしたいと思います。

それから3点目、基本計画の69ページの当初1日500トンから378トンに縮小になりましたけれども、施設全体の規模が変わっていないというのはどういうこと、変わらないのかという点についてお聞きしたいと思います。

それから、次の質問、以下施設整備事務についてのところは、先ほど答弁がありましたので、再質問という形でお聞きしたいと思いますが、猛禽類のところなのですけれども、これ当初予算に計上されていなかったのではないかと思っていたのですが、その点について、この金額、231万円というのはどこから出てきた金額、どの予算から出した金額かというのをお聞きしたいと思います。

それから、（3）のところになりますけれども、PFI等導入可能性調査の事業者選定アドバイザリー業務委託料というところなのですが、決定したのは令和6年6月21日に審査結果が公表されておりますが、この参加者は2者だったのでしょうか。2者しか載っていなかったのですが、そこで総合評価点が、八千代エンジニヤリングが85.6点、パシフィックコンサルタンツ73.6点ということで、結構ここで差が出ているのですけれども、その差、評価された点について説明いただければと思います。

それから、アドバイザリー業務委託のところでお聞きしたいのですけれども、

契約内容の変更後、業務内容を一部変更できるものとするという事業者選定等アドバイザリー業務のところにあるのですけれども、実際にその業務内容を変更したものがあったのかお聞きしたいと思います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ごみ処理施設の整備基本計画の中にある施設規模の参考額を438トンとしているのは何でかということの御質問でございます。施設整備基本計画における事業費につきましては、計画の策定に当たりまして、当初は施設規模を日処理量438トンとしていたものでございますけれども、これを基にプラントメーカーさんからの技術提案に基づいて調整をしたものでございます。

規模につきましては、計画の策定過程におきまして378トンに見直しをしてございますけれども、施設整備検討委員会での審議を経まして、施設規模を見直した場合であっても、ごみ処理方式の選考や煙突高の設定等への影響はないという御判断もありましたことから、計画には施設規模を438トンとした場合の建設費を参考としての掲載をさせていただいているというものでございます。

施設整備に係る予定価格につきましては、今後詳細な仕様を定めた上で、改めて各メーカーからの技術提案を聴取いたしまして、設定していくこととなるものでございます。

なお、日処理量を378トンとした場合の建設費につきましては、令和7年6月の盛岡市議会定例会におきまして、新ごみ焼却施設及び中継運搬施設の整備費、14年度からの15年間の維持管理費、地方債の元利償還費、それに伴う各構成市町の収集運搬経費を加えた事業費の試算額につきまして、かねてから議論されているとおり、約1,045億円とお示ししているとおりでございまして、新ごみ焼却施設の整備費自体につきましては約381億円と試算しているものでございます。

続きまして、建設費の部分でございますけれども、建設費の参考額というところにつきましてでございますが、ごみ処理方式の違いによりましての建設費ということですけれども、施設整備検討委員会におきましてごみ処理方式の選考時にストーカ式、シャフト式溶融方式、流動床式溶融方式、それぞれの建設費についても評価をしているものでございます。

評価に用いた処理方式ごとの建設費につきましては、プラントメーカーからの

技術提案、こちらによるものでございますが、この技術提案には法人の技術上、営業上の秘密に関する情報というものが含まれてございまして、公開することで法人の正当な利益を害するおそれがあることから、盛岡広域環境組合の保有する情報の公開に関する条例、こちらの条例の規定に基づきまして非公開とさせていただいているところでございます。なので、処理方式ごとの建設費というものはお示ししていないというものであります。

あと、処理能力、日処理量が変わったことによりまして、施設全体の規模は変わらないのかということの御質問でございます。こちらにつきましては、処理能力の縮小に合わせた施設全体の規模ということだと思うのですけれども、敷地面積につきましては、平成27年に策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想におきまして5ヘクタールとしているところであります。令和3年3月24日に開催しました県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、盛岡インターチェンジ付近、こちらを整備予定地と選定した後に、土地の形状、所有状況などを基に検討を進めまして、施設整備基本計画に示す範囲の土地を事業用地として設定しているものでございます。

全国的な事例に基づきますと、処理能力と敷地面積には直接的な比例関係というのはあまり見られなく、また収集運搬車両が公道上でなるべく滞留するがないよう、やっぱりある程度一定の面積を保つことが望ましいということもございまして、引き続きこの範囲での土地を事業用地としてまず考えているところでございます。

なお、施設・設備の配置等の具体、こちらにつきましては事業者提案及び提案内容の審査によって決定していくものでありますので、仮の数字というか、仮にお示ししているものということになります。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 猛禽類の調査について、どの予算からかというところでありますけれども、猛禽類につきましては環境影響評価の業務委託料、6年度の当初が7,440万円ありました。請負のほうで、7年度分が6,880万なにがしというところでありましたので、その差額の中で実施をしたというものであります。

その次のPFI等、アドバイザリー業務委託料に係る参加業者ですか、パシフィックコンサルタンツと八千代エンジニヤリングという2者の評価のところでしたけれども、こちらにつきましては、業務内容についてプレゼンテーション、参加の提案をしていただきました。各市町の課長さんたちに評価をお願いしまして、その評価によって評価の高かった八千代エンジニヤリングさんと契約したということになります。

もう一つ、アドバイザリーの変更についてということでしたけれども、こちらの業務については今のところといいますか、今までの業務の中では変更はしていないものであります。

◎18番（及川ひとみ君）議長。

◎議長（村田芳三君）18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君）110ページのところなのですけれども、ごみ処理施設とは違うという意味だったと捉えたのですけれども、非常にそこの点で分かりにくかったかなと思っているところなのですけれども、この平均値というのは炉に関係なく、技術の部分ということで、私はそこをもう一度確認したいと思います。

それから、令和6年のアドバイザリー業務、そのときに438トンという施設規模をお願いしているものだから、そのままここに持ってきたのではないかなと思ったのですけれども、そこをもう一度確認したいと思います。

◎事務局主任主査（森田晋君）議長。

◎議長（村田芳三君）森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君）施設整備基本計画の438トンの事業費でありますけれども、これは今お話しidadきましたように、メーカーからの平均額を掲載しているものであります。

あと、アドバイザリーの関係で、最初から438トンにしていたから、438トンにしたのではないかということなのですけれども、378トンに見直しをする前に、メーカーからアンケートを取っていた数字でありますて、これを378トンにしてから、また改めて取るということがちょっと難しかったものですから、あくまでも参考として438トンにかかる事業費を掲載させていただいていると、そういう内容となってございます。

◎議長（村田芳三君）以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

次に、5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 認定第1号について、施設整備検討委員会事務について伺いたいと思います。

一般質問でもちょっと議論ありましたけれども、改めて新施設の処理方式を3方式として絞らなかったのはなぜなのかということ。事業者選定については、今後何を基準にして判断するのかということ。さらに、施設規模は、さらなる縮小も検討するということですけれども、いつ、どのように検討するのか、お願ひしたいと。

もう一つは、施設整備基本計画において、建設費に対する国の交付金の上限、これ資料を見ますと390億円とされています。現時点での事業費見込は、ストーカ炉を前提として算定していると思いますけれども、溶融炉の場合、上限額を超えるのではないかと。また、390億円という交付対象費には、中継施設は含まれているのか、その確認についてちょっとお願ひします。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 施設整備検討委員会事務についてでございます。処理方式、絞らなかったのはなぜかという御質問です。こちらにつきましては、既往のごみ処理技術を対象として、三次、3回にわたる段階的な選考を行ってございます。その中で、全国における採用実績が十分にあること、そして成分や発熱量の違いなど、多様な性質のごみへの対応が可能であって、なおかつ公害防止対策に優れていること、そして複数のメーカーによる競争性が働くことで整備、運営維持管理等に要する経費の抑制の可能性があることなどを評価したところでございます。この3つの処理方式、先ほどから議論というか、挙げられているストーカ方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、そして流動床式ガス化溶融方式、こちらの処理方式を選考したものでございまして、複数のメーカーによります競争性が機能することで、より効率的な内容の提案がなされること、そして事業費の抑制につながっていくことを期待しているものでございます。

なお、同じような方式での選考というのは、ほかでも事例としてあるものでございます。

今度は、事業者選定について、何を基準にして判断するのかという御質問でご

ざいます。こちらにつきましては、新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会、こちらでごみ処理施設の整備基本計画の中で施設整備に係る基本方針、こちらを掲げているものがございます。内容としましては、御存じかと思っておるところであるのですけれども、改めてお話しさせていただきますと、周辺環境の保全等、安全・安心に配慮した施設、そして廃棄物エネルギーを有効活用し、カーボンニュートラル社会を創出する施設、そして地域づくりに寄与する施設、そして防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設、最後となりますけれども、経済性・効率性に優れた施設、こちらの視点に基づく審査を経て、選定される予定としているものでございます。

施設規模の縮小について、いつ、どのような検討を行っていくのかということですございます。こちらにつきましては、実施方針の公表を予定している令和8年1月まで、こちらをめどに組合構成8市町における令和6年度のごみ排出量の実績、あるいは3R施策の展開等による今後の減量化の見通しなどを踏まえまして、施設規模のさらなる縮小が可能かどうかなどを見極めて判断をしていきたいと考えてございます。

それから、施設整備基本計画の中でストーカ炉を前提とした算定だということだとすると、溶融炉の場合、国の交付金の分、上限額390億円を超えるのではないかということでございますけれども、こちらにつきましては、こちらの事業費は日処理量350トン以上400トン未満のごみ焼却施設の整備費のうち、国の循環型社会形成推進交付金、こちらの対象となる事業費の上限額でございます。ストーカ、溶融方式など、ごみ焼却施設に採用する全ての処理方式にこちらが適用されるというものとなってございます。

施設整備の基本計画の本編のほうには、施設規模を日処理量438トンとした場合の建設費について、税抜きで550億円と記載してございますけれども、これはプラントメーカーから提供を受けた複数の処理方式を基にした技術提案の平均額、こちらを記載しているものでございます。

新ごみ焼却施設の整備に当たりましては、施設整備基本計画におきまして3つの処理方式、こちらを選考してございまして、いずれにしても処理方式によらずに、整備費と管理運営費を合わせた予定価格を設定してから事業提案を募るということで、事業者間の競争性が働きまして、事業費の抑制が図られることを期待

しているところでありますので、いずれ方式ごとの事業費の試算というものは行っていないということでございます。いずれ処理方式によりまして、事業費の低減というのを目指してまいりたいと考えてございます。

中継施設の整備は含まれるのかということでございますけれども、対象経費の上限額、こちらにつきましては新ごみ焼却施設の整備費、こちらを対象としているものでございまして、中継施設の整備費は含まれないものでございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） そうしますと、中継施設の整備に対する交付金は、また別途、別枠でいただけるということで理解してよろしいかということを確認です。

それで、なぜ3方式にしたか、これ今まで御説明あったことが繰り返されました。これからどう決めるかという部分については、4つぐらいの基準が示されました。私は、その基準の中に抜けているものがあるのではないかと思うのです。というのは、シャフト式溶融炉の場合は、先ほど申し上げたように、コークスをたくわけです。先ほどざつとした私の試算ということで言いましたけれども、1日数トン使うのではないかと。そうしますと、年間で3億円から5億円、このコークス代がかかるのではないかと。これは、私の素人の試算ですから、皆さんは専門家ですから、試算すれば出ると思います。

そういう点からいえば、このシャフト方式は地球温暖化ガス、他の方式と比べて30%多いということが一般に言われているわけです。カーボンニュートラルという点からいいたら、この処理によるCO<sub>2</sub>の排出抑制ということは、大きな基準になるのではないかと思うのですけれども、それが全く入っていない。今後の基準にも入っていない。これは、カーボンニュートラルを目指している点からいえば、少し不十分ではないかと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

例えばCO<sub>2</sub>排出量が地球温暖化に及ぼす影響ということについても含めて、このカーボンニュートラル社会の創出というところで、評価の対象になっていく

と捉えているところであります。

前半、中継施設の部分については、議員お話しのとおりであります。それはそれで別に焼却施設は切り離して、循環型社会形成推進交付金の交付手続が行われるという内容となっております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） そのカーボンニュートラルに資することを検討の基準にしているとおっしゃいましたけれども、先ほど申し上げた流動床式溶融炉とストーカと比べて、シャフト式だと30%近くCO<sub>2</sub>の排出効果が大きいということについてはどのような認識ですか。だとするならば、最終処分場どうするかと、いろんな観点で溶融炉かストーカかということが残されたとしても、私はCO<sub>2</sub>排出が30%も多いシャフトというのは、最初から除外すべきではなかったかと。それは検討されたのか、委員会でどう検討されたのか。そして、先ほどの答弁でも、今後の基準に今言ったことは入っていなかったのです。ですから、この点は不十分ではないかと申し上げたので、その点についてもう一回御見解をお願いします。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） シャフト炉式の地球温暖化ガスの評価の部分ですけれども、施設整備検討委員会のほうでは、第三次選考の中で評価しております。二酸化炭素の排出量については、ストーカ式、シャフト式、流動床式の溶融方式ということでそれぞれ評価しています。評価の表を申し上げますと、二酸化炭素の排出量の部分ですけれども、ストーカ式だと10点ということですし、シャフト式ですと1点ということありますし、流動床式の溶融方式では10点ということあります。この部分だけを見ますと、議員の御指摘のとおり、シャフト炉式については二酸化炭素の排出量が多くなるという可能性があるという評価にはなってございますが、二酸化炭素の排出量のみならず、そのほかの基本方針に対する評価項目について様々評価していますけれども、総合評価、評価経過のところで、ストーカ式だと80分の53点、シャフト炉式ですと80分の49点、流動床式の溶融方式ですと80分の44点と、こういった評価結果になっていまして、この評価結果から差がつかないというふうに委員会のほうで評価したということで、今3

方式で進めているといった中身になってございます。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 令和6年度の一般会計決算について、反対の立場で討論いたします。

私は、令和6年度の当初予算について、施設整備計画は立ち止まって、根本から見直すべきだという意見を申し上げました。その理由として、今日焼却処理を中心のごみ広域化基本構想から、時代の要請に応えた脱炭素化、カーボンニュートラルへの対応、資源循環の一層の推進、ごみ減量・資源化を文字通り前面にしたごみ処理体制の転換が求められていると、広域化による効率的なごみ処理を行うと言うのであれば、広域全体での徹底したごみ減量・資源化を前面に出して、ごみ処理全体を統一して行うべきであること、その立場から見て、組合の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ処理量の推計はあるものの、分別・資源化によってごみ減量・資源化の余地は極めて大きいにもかかわらず、その減量の目標がないこと、さらに事業系についても大きな減量の可能性の余地を残していることなどを指摘し、各自治体間に大きな差異のある分別・資源化を広域全体で徹底して議論して、統一した取組をした上で、施設規模も、その減量・資源化の徹底を前提にすべきであること。そして、増嵩する事業費の抑制のためにも、ごみ減量に取り組むべきだと指摘をしたものであります。

令和6年度事業で検討を重ね、このたびまとまった施設整備基本計画をみますというと、この指摘した問題がそのまま反映されたものとなっていると思います。パブリックコメントに寄せられた住民の声はほとんど採用されず、パブリックコメントに寄せられた意見は貴重な意見の数々ではないでしょうか。分別・資源化により、積極的な目標を持つべきだという意見、環境負荷については、問題は有害物質の排ガスに含まれている割合ではなく、総量が問題であって、その環境負荷の低減のためには分散立地が望ましくて、少なくともより徹底した減量対策が必要であるとする意見など、貴重な御意見がありました。

管内には、まだまだ分別・資源化による減量の余地が大きく残されていることは明らかであります、今回の基本計画では当初438トンから378トンとされましたけれども、これは災害対策分を除いたり、稼働日数の調整などによるものであって、分別・減量の可能性を追求したものではなく、さらに縮小可能性が大きく残されています。

また、今回の基本計画においては、処理方式3方式から選ぶとして、ストーカ、シャフト式溶融炉か流動床式溶融炉かの3方式を示しましたが、シャフト式溶融炉はコークスを助燃剤として燃やすなど、他の方式と比較して温暖化ガスが30%多いという問題もありながら、そのことが考慮から外されていることも問題であります。

改めて広域化の在り方そのものを見直し、徹底的なごみ減量、カーボンニュートラルを目指すごみ処理計画に見直すことを求め、討論といたします。

◎議長（村田芳三君）　意見を終わります。

認定第1号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」を採決します。

本案は、これを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君）　起立14名であります。

よって、認定第1号は、これを認定することに決しました。

以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

午後4時25分　閉　会

署名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

盛岡広域環境組合議会議長 村田芳三

盛岡広域環境組合議会議員 山崎邦廣

盛岡広域環境組合議会議員 高宮一明